

今日の改憲論の構造と課題

大須賀 明

- 一 はしがき
- 二 今日の改憲論の構造と課題
 - I 憲法第九条の廃止
 - II 行政権の拡大強化を中心とする国家機構の再編成
 - III 福祉国家論
 - IV 象徴天皇イデオロギーと家族条項イデオロギー
- 三 あとがき

一 はしがき

戦後における改憲の主要な動向を考察するとき、日本国憲法改正案もしくは改正論としての改憲論は、次の三つの時期においてその類型を異にするように思われる。第一期の改憲論とは、昭和二十一年一〇月一七日極東委員会が下した「日本国憲法施行後一年以上二年以内に国会において憲法を再検討させる」という政策の決定にもとづき、その再検討に予定された期間を中心に発表された公法研究会「憲法改正意見」や東大憲法研究会「憲法改正の諸問題」など

をはじめとする諸改憲論をいう。この時期の改憲論の支配的な特徴は、日本国憲法の基本原理を全面的に肯定し、そのより一層の展開を阻んでいる憲法上の矛盾や不備を是正しようとするものであって、それ以後の改憲論とは本質的にその性格を異にするものである。^(一)第二期改憲論とは、占領期間中におけるアメリカの違憲な法的政治的支配を、占領終結後は安保条約を頂点とする違憲な法秩序の中に定着させた安保体制をさらに一層強化発展しようとする立場から、その障害となる安保体制法秩序の違憲性を、日本国憲法の規範を変更することによって解消しようとして提起された改憲論をいうのであって、とくに昭和二十九年ごろ大挙登場した自由党や改進黨などの諸改憲論をさすのである。さらに第三期改憲論とは、昭和三〇年以降登場した改憲論であって、とくに内閣の諮問機関として発足した憲法調査会が、昭和三九年内閣に提出した調査会報告書の中に集約されている改憲論の中で、主流をなす見解（いわゆる多数意見）がその典型である。

すでに明らかのように、第一期改憲論と第二・三期改憲論とは、その改憲志向において本質的に相異なるものであって、その性格、内容において何らの共通性をもたない。しかし第二期改憲論と第三期改憲論は、両者ともに安保体制の下において強化されつつある日本の国家独占資本主義（以下国独と略す）が要請する政治的・経済的・軍事的課題を実現しようとするものである点において、その性格・内容は基本的に同じである。ただ両者の相異を指摘するならば、第二期改憲論が、天皇制や家族制度の問題において、若干特殊明治憲法的な特徴をもつていたのに対して（もちろんこのことは、第二期の改憲の方向が明治憲法体制への逆行であるということの意味するのではない）、^(二)第三期改憲論は、日本の独占資本の本格的な立ち直りや労働運動、平和運動の発展、平和的・民主的な憲法意識の広範な定着などの諸条

件に規定されて、第二期改憲論のもっていた明治憲法的な特徴を払拭し、天皇制や家族制度の問題もそうした諸条件にあわせて現代的に再構成することにより、全体としては明治憲法と質的に異なる現代的なブルジョア憲法としての性格と内容をもつに至っている点をあげることができよう。

この第三期改憲論について、それが明治憲法体制への完全な復帰を企図していると主張する見解は見当らない。しかしその改憲の方向が、明治憲法の方向への逆行つまり旧体制への傾斜だととらえている見解はかなりあるように思われる。たとえば「天皇制の強化・自由の縮限・義務条項の増加・緊急権制度の新設・第九条改廃による軍備の増大」これらの一連の改憲案の目ざす方向は、著るしく旧憲法に近い支配体制である。憲法調査会の内部には、いわゆる明治憲法復活論者はいなかったというが、上記の志向が日本のアンシャン・レジームに傾斜していることは、疑問の余地がない^(三)と述べて第三期改憲論を「旧憲法の現代版」であると規定する見解や、「改憲論者の主流は、日本国憲法を後退させて明治憲法的なものに近づけることを考えている^(四)」と述べている見解がそれである。この見解に対して渡辺洋三教授は、「軍隊の増強、基本的人権の制限、治安立法の強化、行政権の優越などの基本的な諸点について、改憲論の唱える憲法と明治憲法とは、共通な内容をもっている」がそれは「決して単なる戦前の状態への復帰ないし逆コースを意味するものではない^(五)」として批判的な立場に立ち、明治憲法と改憲論の構想する憲法との異同を、戦前、戦後における権力構造や経済構造の変遷との関連において、総体的にかつ科学的に分析する必要があると提言している^(六)。

憲法学が、今日における改憲論の新しい構造や課題を社会科学的に分析しようとする際に、この提言は極めて重要

な意味をもっている。明治憲法逆行説に共通して看取せられることは、今日の改憲論が構想している憲法上の諸原理や諸制度を、明治憲法のそれとただ形式的に比較するだけで、実質的につまりその実効性を担保している権力構造やそれを支えている社会・経済構造との関連に関する認識を基礎において、両者を比較し分析しようとせず、ただ両者の法形式的な類似性を根拠に結論をひきだす傾向があることである。このような分析方法によるならば、仮に軍隊の設置・増強一つをとりあげても、それはそのまま明治憲法逆行説の一論拠になってしまう。けだし、戦前には軍隊が大巾に増強され軍国主義の風靡した歴史があるし、戦後も憲法第九条に違反して軍隊が設置され増強されており、改憲論はかかる事実を合憲化し、さらに一層の強化を企図しているからである。しかし、戦前天皇制絶対主義権力の基幹をなしていた軍隊と実質的な政治的権能をもたず一定のイデオロギー的機能を期待されている象徴天皇制のもとにおける戦後のそれとは、その性格を同一に断ずることはできないし、また安保体制という戦前には全くみられなかった特殊な条件のもとにおける軍隊は、その役割が戦前のそれと同一だということではないのではないだろうか。第三期改憲論は、国内・外における資本主義体制の全般的危機の深化に対応し、日本の独占資本の本格的な立ち直りを背景として、第二期改憲論のもっていた明治憲法的な特徴を清算し、その形態と機能をブルジョア的に合理化し、現代的に再編成しようとしている。それ故このような第三期改憲論の構造や課題の分析は、明治憲法もしくは戦前における憲法現象との類似性に重点をおくのではなく、むしろその相異性の分析に重点をおくことの方が、かかる改憲論の構想する憲法の独自の形態を析出するためには効果的であり、社会科学的な認識の問題としても重要な意味をもつのではないかと思うのである。

以下において、私はまず、第三期改憲論の構造をその四つの主要な要素に分類して、各要素について改憲論の主張するところを分析し、さらに各要素ならびに構造全体のもつ機能や形態や課題を、権力構造や社会・経済構造の戦前・戦後における変動ならびに資本主義の全般的な危機の深化に対応する国内・外における客観的諸条件の戦前・戦後における質的・量的な変化などとの関連において分析しながら、今日の改憲論が、明治憲法とは異なり、現代的な新しい構造と課題をもっていることを、できるだけ明らかにしてみたいと思う。

(註)

(一) 鈴木安蔵「憲法論集」・二二九～三一頁。

(二) 作間教授は第三期改憲論については最終的判断を下していないが、第二期改憲論については、「まさに全面的な明治憲法体制への復帰を企図するものであった」と断定している。作間忠雄「戦後改憲思想の動向と主要論点」憲法調査会総批判(鈴木安蔵教授還暦祝賀論文集)・一四九頁。

(三) 小林直樹「日本の政治文化と改憲論」法律時報三六卷一頁・四頁。その後小林教授は、社会の近代化と福祉政策を要請する新資本主義ならびに反動の前に立ちふさがる組織労働者をはじめとする民主革新勢力の存在を戦後の新状況と規定され、「憲法改正の運動や明治時代のシンボルの復活のなかには、根柢よい反動の思想がみられるけれども、戦後の新状況はもはや単純な復古を許さないものとなった」とのべて、見解を変更されたかに見えるが、まだこれだけの指摘にとどまっているのでその真意はよく分らない。同「序論」現代法の展開(現代法1)・八～九頁。

(四) 橋本公巨「明治憲法的思考の問題性」法律時報三五卷一二号・六六頁。なお橋本教授の見解に賛成するものとして、池田政章「現代型福祉国家と生存権」ジュリスト二八九号・一七三頁。

今日の改憲論の構造と課題

(五) 渡辺洋三「現代福祉国家の法学的検討(二)」法律時報三六卷五号・五一―二頁。

(六) 渡辺洋三「憲法問題と憲法学の課題」法律時報三五卷一―二号・二〇頁以下。

二 今日の改憲論の構造と課題

第三期改憲論の本質をもっとも典型的に表わしているのは、いうまでもなく憲法調査会において主流をなす改憲論である。憲法調査会における諸見解のうちで、少なくとも一応体系的であって独特な内容を持ち、内外において主要な改憲論であると評価されているものとしては、次の三つのグループの改憲論を指摘することができよう。その一は、神川彦松、大石義雄、広瀬久忠ら三氏が形成する自主憲法制定論グループであり、天皇制の復活を主張するなど明治憲法的な色彩のこい改憲論を主張している。その二は、愛知揆一、八木秀次氏ら一七人の委員が署名して調査会に提出した、「憲法改正の方向」の共同意見書グループであり、その三は、第九条などの憲法の主要な条文を政治的マニフェストであるとし、さらに憲法違反の現実を重視する「目的論的解釈」を媒介として実質的な憲法改正を容認しようとする、高柳賢三氏らの主張する解釈改憲論グループである。^(一)この三グループのうち憲法調査会において主流をなすものは、共同意見書グループであるといえよう。その理由は、共同意見書グループの一七人の委員と、最終的には共同意見書を支持する形をとっているという自主憲法制定論グループの三人の委員をあわせると、調査会三八人の委員の過半数を占めること、さらに残余の立法改憲論である慎重改憲論、時期尚早論、首相公選論、部分改憲論なども、改憲の基本的事項の一つである第九条の廃止に賛成するなど、改憲の主要な問題については見解が一致してお

り、いずれも共同意見書と本質的にはほとんど相異がないことなどにほかならない。^(一)そこで本論文では改憲論の主流をなす共同意見書グループの「憲法改正の方向」や調査会報告書における多数意見を主要な材料とし、憲法崩壊の諸事実や、改憲論の帰結を先取りする形で具体化している諸文書などを補足的な材料として、今日の改憲論の構造と課題を明らかにしてみようと思う。

今日の改憲論は、次の四つの要素Ⅱ四本の柱においてその基本的な構造を規定されている。その第一は、第九条の廃止であり、第二は、行政権の拡大強化を中心とする国家機構の再編成であり、第三は、福祉国家論であり、第四は、象徴天皇イデオロギーと家族条項イデオロギーである。これら二つの制度的な変革と三つの改憲イデオロギーを内在せしめている改憲論の全体の構造と課題を明らかにするために、まず各要素において、その制度やイデオロギーの具体的な意味内容や現実に果す機能を分析し、さらに各要素においてその変革の企図する課題を明らかにしてみようと思う。

Ⅰ 憲法第九条の廃止

第九条に関して改憲論が要求しているのは、その部分的な改訂ではなくて全面的な削除Ⅱ廃止であり、第九条を支える基本的な精神とは裏はらの、「国家の安全に関する条項」^(三)を新たに規定しようとするにほかならない。第九条を廃止する理由として、改憲論は、現代国家の安全保障に関する「三位一体説」を主張する。その「三位」とは、各国の独立と安全がそれによって保障される三つの条件をいうのであって、第一には自衛の軍隊、第二には地域的集団安全保障体制、第三には普遍的集団安全保障体制(国連)である。この三者は、相互依存的な関係に立つものであ

つて、そのどれひとつが欠けても、平和と安全の維持には重大な影響を及ぼすというのがその主張の内容である。^(四)この「三位一体説」において最も大きな力点がおかれているのは、報告書も的確に指摘しているように、第二の地域的な安保体制である。^(五)この地域的な安保体制とは、周知のように日米安保体制であり、改憲論は、国連による安全保障は、現段階では期待し得ないとの判断を媒介にして、日米安保体制を日本の安全保障の中核に想定し、その観点から海外派兵と核武装の可能な自衛軍の設置を要求している。

この改憲論における安全保障の構想は、「日本が自分の国を守ることは、同時に日本と安全保障条約をむすんでアメリカを通じて、自由陣営を守ることであり、さらに日本が加盟している国際連合を通じて全世界の平和を守ることになる」という表現からも明らかのように、日米安保体制に対する全面的な肯定をその基礎においている。この日米安保体制が「対外的には日本がアメリカ帝国主義に従属し、その支配の一環にくみ入れられる体制であり、対内的には、日本の軍国主義の復活・強化を促進する体制である」とするならば、その安保体制を維持・強化しようとするものもろの条約、立法、法理論が、日本国憲法の規定ならびにその精神と相矛盾するのは、日本国憲法の反軍国主義的なブルジョア民主主義的な性格からして当然である。そして安保体制が、極東におけるアメリカの反社会主義的な核戦略体制の一環として構築されたものであるところから、その矛盾の中核に、戦力の保持を禁止する第九条の規定をめぐる矛盾が位置するのも至極当然といえよう。この安保条約法体系と憲法体系との矛盾は、安保体制下における基本的な法的矛盾であり、支配体制の側からするその解決策が、憲法の空洞化Ⅱ実質的な崩壊の過程であったことはすでに周知のとおりである。改憲論は、この実質的な崩壊が安保体制の補強策としてはすでに限度に来ているところ

から、憲法規範を安保条約法体系にあわせて改訂することによりその矛盾を解消し、安保体制のより一層の強化を計ろうとするものなのであり、第九条の廃止は、いわばその中核的な課題として提起されているのである。

改憲論が第九条を廃止しそれに代るものとして要求する基本的な事項は、次の三つに要約することができる。(1)自衛軍の保持、(2)徴兵制の確立、(3)自衛軍の核武装ならびに海外派兵の実現である。第一の自衛軍の保持については、外部からの直接侵略と内部における間接侵略に対処できる自衛軍をもつことを規定しようとするものであるが、その際自衛軍は、全面戦争よりは局地戦争ないし限定戦争に対処する存在として必要であることが強調されている。^(八)第二の徴兵制については、国防の義務を憲法上規定し、それにもとづいて立法の段階で兵役義務や徴兵制度を確立しようとする構想を明らかにしている。^(九)この徴兵制の確立は、現在、核武装を企図する「第三次防衛力整備計画」の前段階として実施されている「第二次防衛力整備計画」による装備の近代化にともない、量的にも質的にも不足し、計画実施の大きな障害となっている自衛隊の現状^(一〇)を克服し、自衛軍の増強をはかろうとするものである。第三の核武装と海外派兵の実現には、明らかにアジアにおける反社会主義的なアメリカの核戦略体制に参加し協力することのできる自衛軍の形成の企図が看取されるのであり、それは安保体制強化という課題の直接的な要求であるといえよう。

以上、第九条を廃止する理由ならびにそれに代る改憲論の基本的な要求から、第九条を廃止する改憲論の主眼を要約すると、それは第一に、徴兵制の採用つまり再軍備による自衛軍の増強であり、第二に、自衛軍の核武装や海外派兵の実現ならびに国家主権譲渡制度の新設により、安保体制を一段と強化しようとすることであるといえよう。国家

主権譲渡制度とは、改憲論が前文もしくは総則に規定することを要求している国際平和条項の中核をなす制度であり、条約優位説を背後から支える国際協調主義や国際法尊重の原則とともに、日本の独立や主権を自由に制限し否定することができる機能を有するものである。改憲論がかかる制度の新設を要求する理由としては、消極的、積極的な二つの理由を考へることが出来る。即ち、消極的には、新・旧を問わず安保条約・行政協定が、いわゆる全土基地方式によって国内に主権のおよばない軍事基地をおくなど大中に日本の独立や主権を侵害し、その違憲性を問われているが、かかる違憲性を、安保条約・行政協定を廃棄することによって解消しようとするのではなく、逆に憲法に、かかる主権の侵害を肯定する制度を導入することによって除去しようとするのであり、積極的には、国家主権譲渡制度が、軍事同盟であるNATO条約機構に参加している欧州各国の憲法に、その参加を可能にする制度として存在している事実からして、安保条約を明確な軍事条約にするための、さらにはNEATO条約機構(日・韓・台・比を結ぶ)結成への道を開くための足がかりとして、この制度を利用しようとする事が考へられることである。

すでに指摘したように、改憲論は自衛軍の任務として、「直接・間接の侵略を防止すること」をあげている。そこでこれらの任務が、現実には具体的にどのような意味内容をもつのかを明らかにし、かかる自衛軍の機能の分析を通じて、第九条の廃止がなう政治的軍事的な課題を明らかにしてみようと思う。

一、直接侵略の防止。(1)軍事評論家の安藤徹氏は、「現代の軍事戦略と日本」という論文の中で、在日米軍基地がアメリカの極東における前進基地であり、対ソ・対中国「封じ込め戦略」という基本戦略と対局地限定戦争を有利に展開するための前衛戦略の、二つの戦略を遂行する使命をもたされていること、さらに自衛隊がかかるアメリカの極

東戦略の一環を担当し、それに寄与する性質をもっていることを実証し、かつ論証している^(二四)。そこで自衛軍の核武装を、改憲論における安保体制の強化という課題やかかる自衛隊の実態と結びつけて考えてみると、自衛軍を核武装化することは、反社会主義的な核戦略体制であるアメリカの極東戦略の強化に資するものであることが明らかになるのである。

(2) 直接侵略とは外部からの侵略を意味する。したがってこの場合、直接侵略の防止は当然に戦争の形態をとらざるを得ない。戦争の形態をその規模によって分類すれば、全面戦争（同時に核戦争でもある）ならびに局地戦争ないし限定戦争ということになる。しかしすでに指摘したように改憲論は、自衛軍が必要であるのは、全面戦争よりは局地戦争ないし限定戦争においてであり、かかるものとして重要な存在意義があると強調している。従って直接侵略の防止の内容が、主として局地限定戦争に対処するものであることは明らかであり、そこから、自衛軍を次の二つの軍事的政治的目的に利用しようとする改憲論の企図が明らかになるのである。

(a) まずこの局地限定戦争を海外派兵と結びつけて考えるとき、この種の戦争が海外の諸地域で行なわれることが明らかになる。つぎにそれを安保体制の強化という課題に、つまりアメリカと結びつけて考えてみると、この種の戦争は、アメリカが現にアジア、アフリカ、ラテンアメリカの諸国において行なっている、民族解放運動を抑圧するための軍事行動と密接な関連のあることが明らかになる。そして現に安保体制のもと日本の自衛隊がアメリカの極東戦略の一環として組みこまれている現実、さらに憲法上海外派兵の可能な国々（たとえば韓国、オーストラリア、ニュージールランド）が、アメリカとの軍事条約にもとづいてベトナムに派兵している現実を考慮するとき、局地限定戦争に

役立たせる自衛軍とは、実はアメリカを助けて、アジア・アフリカ諸国における民族解放運動の抑圧に奉仕させようとするものにほかならないことが明らかになるのである。

(b) 局地限定戦争のための自衛軍と海外派兵とを結びつけてみると、そこにもうひとつ見のがすことのできない自衛軍の政治的機能が浮びあがってくる。それは朝鮮戦争の特需によってその復活の起点を与えられ、すでに対内的には国独の、対外的には帝国主義の諸特徴をそなえはじめ、現在その復活の途上にある日本の独占資本によって行なわれた、資本の輸出と海外市場の確保という独占資本の本質的な要請にそうものである。つまりかかる資本の輸出と海外市場の確保は、一九五〇年代には主として中南米諸国にむけて行なわれ、六〇年代になると東南アジア諸国への進出が極めて顕著であるが、これらの諸国がおしなべて政治的経済的には極めて不安定であるところから、その資本の安全と海外市場の確保は日本の独占資本の切実な要求にはかならないのである。したがってこの要求に應えるためいつでも海外派兵することのできる自衛軍の設立は、改憲論になう政治的課題に即応した基本的な要求の一つであるといえよう。

二、間接侵略の防止。改憲論は局地限定戦争とともに、内乱暴動に備えるために自衛軍の保持が必要であると強調する。^(二六)自衛隊法第三条第一項において、それを防止することが自衛隊の任務の一つとして規定され、さらに同法第七八条第一項において命令による治安出動の要件として規定されている間接侵略とは、旧日米安保条約第一条にいう「一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によって引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じょう」であり、一般の警察力をもっては治安維持の不可能な場合であるといわれる。^(二七)この警察力では抑止できない大規模な内

乱及び騒じようという定義からも明らかなように、間接侵略とは、現在の支配体制の存立に脅威を与えるか、もしくは放置するならば資本主義体制の変革を惹き起すようなすべての「治安攪乱行動」を意味するものといえよう。従って間接侵略の防止とは、基本的には資本主義体制の防衛であり、そのための治安の維持を意味するのである。従ってかかる自衛軍の存在は、現実には直接的な行動にでると否とを問わず、国内においては、その鉾先は反資本主義的な一切の勢力に向けられており、民主々義勢力の運動の弾圧に利用される可能性をもっている。

以上のような自衛軍の機能の分折を通じて、次に改憲論が第九条の廃止によって企図している政治的課題を総括してみようと思う。第九条廃止の課題の第一は軍国主義体制の強化である。戦後すでに朝鮮戦争による警察予備隊、日米安保条約締結後の保安隊、日米M S A協定調印後の自衛隊の設立、さらには新安保条約締結後の第二次防衛力整備計画による自衛隊の増強と、憲法上は存在しないはずの軍隊が逐次復活強化されてきた。そしてかかる強化されつつある自衛隊を背景に防衛庁の作成になる治安行動草案や三矢作戦計画や国防基本法私案などにおいて示されているような軍隊を中心とする政治的支配体制の構想が明らかにされている。すでに指摘したように改憲論の基本的な要請が、安保条約法体系と憲法体系との矛盾を、前者に中心をおいて解消しようとするものであるから、第九条の廃止とは、まさに安保条約にもとづくかかる軍事機構の整備を総括するものであるにほかならない。軍国主義の基本的な特徴を政治、経済、思想、文化などの全分野における軍事化においてとらえられるものとするならば、その軍事化の楨干としての役割を果す軍隊の増強は軍国主義の第一の課題であるといえよう。かように第九条の廃止がになう課題のひとつは軍国主義体制の強化なのである。

軍隊の性格と機能は、軍隊が国家権力の主要な暴力装置であるところからその権力の性格や構造によって直接規定される。権力構造の戦前から戦後への変化は、天皇制が国家機構の中心部分から脱落して、実質的な政治的権能をもたない象徴に転落し、さらに農地改革によって寄生地主制が消滅して半封建的な土地所有関係が崩壊したこと、ならびに安保体制によってアメリカの支配が実質的に貫徹されていることの二点に特徴づけられるように思う。このことから明らかのように、戦後の軍隊は、戦前のように絶対主義的天皇制の支配を支える軍隊としては機能せず、すでにその半封建的な性格を払拭し、階級構成からみてもプロレタリアが国民の半数以上を占めて、先進資本主義諸国に比肩する現代資本主義国家の軍隊として、機能するものにはかならないのである。改憲論から予想される自衛軍の機能としては、すでに三つの主要な機能を指摘した。アメリカを補強する機能とは、改憲論の基本的な要請である、安保体制の強化という課題の直接的な表現であるにほかならない。日本の帝国主義的機能と国内における民主主義勢力に対する抑圧機能とは、ともに軍国主義の二つの要因であり、前者が現代資本主義国家の対外的側面であり、後者がその対内的側面であるが故に、両者は一つの楯の二つの側面であるにすぎない。改憲論は第九条の廃止によってかかる機能を有する自衛軍の形成を企図しているが故に、第九条廃止の第二の課題は安保体制強化のもとにおける日本独占資本の帝国主義的復活・強化であるといえよう。

(註)

(一) 有倉遼吉「改憲論の系譜とその主流」朝日ジャーナル一九六四年四月十二日号・十二頁以下。

(二) 有倉・前掲論文・一八頁。長谷川正安「改憲論の系譜と思想」エコノミスト一九六四年六月三十日号・十一頁。

- (三) 八木秀次・高田元三郎「憲法改正の方向」(時事新書、以下前掲書と略す)・四七頁。
- (四) 前掲書・四四～六頁。
- (五) 「憲法調査会報告書」法律時報三六卷九号(以下報告書と略す)・一六一頁。
- (六) 前掲書・四六頁。さらに第九条廃止の根拠となる第九条の解釈上の疑義が、国防体制の確立に重大な障害を生じている
 具体例の一つとして、原潜問題などでアメリカとの協力が万全でないことを公然とあげている。前掲書・五一頁。
- (七) 渡辺洋三「総論」安保体制と法(新法学講座)・七頁。
- (八) 前掲書・四九頁。報告書・一六一頁。
- (九) 報告書・一六七頁。
- (一〇) 星野安三郎・林茂夫「自衛隊」・三五頁以下。
- (一一) 前掲書・五二～三頁。報告書・一六七頁。
- (一二) 長谷川正安「安保体制と憲法」安保体制と法・五〇頁以下。
- (一三) 影山日出弥「憲法」法律時報三七卷五号・七四頁。
- (一四) 安藤徹「現代の軍事戦略と日本」現代の戦争(岩波講座現代第七卷)・三二〇頁以下。
- (一五) 柳田侃「現代日本資本主義と資本の輸出入」日本帝国主義の構造(現代帝国主義講座第Ⅳ卷)・二五九～六三頁。
- (一六) 報告書・一六一頁。
- (一七) 杉村敏正「防衛法」法律学全集12・九二頁。

Ⅱ 行政権の拡大強化を中心とする国家機構の再編成

日本国憲法の規定する国家機構の基本的構造は、周知のように三権分立の基本的な原則の上に立ちながら国会は国権の最高機関であるとし、さらに内閣の存立が国会の意志に依存する議院内閣制度を採用することによって、国会を国政の中心たらしめようとする古典的な議会主義の政治原理によって貫かれている。これに反して改憲論の構想する国家機構の基本的構造は、古典的な議会主義の政治原理を建てまゑとしては一応肯定しながら、実質的にはその歴史的な内容が否定し去られるようなかたちで崩壊させられ、それに代るに行政権優位の思想に基礎づけられている。このような行政権優位の思想にもとづく行政権拡大強化の傾向は、改憲論においては、まず第一に行政権の拡大強化を中心とする国家機構の再編成において、第二に非常事態措置にみられる国家緊急権制度の整備において看取することができる。

行政権拡大強化の傾向は、国家機構に関する改憲論では次の三つの基本的な事項において特徴的にあらわれている。

一 国会の最高機関性の否定 国会は国家意思を決定する最高の国家機関であるという原則を否定しようとする見解は、後述する議院内閣制の弱体化と相まって、議会主義にもとづく立法権の行政権に対する優位を否定し、逆に行政権の立法権に対する優位を確立しようとする地盤を醸成する意味において、古典的な議会主義の形骸化であり否定であるにほかならない。

改憲論はこの種の見解を二つの論拠、即ち理論的な論拠と運用上の弊害という実際の論拠にもとづいて主張す

る。まず実際の論拠としては、運用上の弊害を、報告書が八項目にわたって具体的に指摘している^(二)のでここでは省略するが、いずれも国会優位を否定する結論を恣意的に正当化するために観念的に編みだされた理由づけの感が強く、現実の政治の実態に反している^(三)。次に理論的な論拠は次の二つに要約できるが、その第一は、国会だけを国権の最高機関であるとする考え方は、「国会万能・絶対主義」に通ずるものであって、三権分立を基本原則とする自由民主主義諸国の政治機構においては正当でないというものである^(三)。この見解は、抽象的な三権分立の概念を、絶対君主に対抗し、その恣意的・専制的支配を排除するために自らを確立したというその歴史の意味を否定するような形で形式的に応用し、それによって国会を国政の中心におく古典的な議会議主義を崩壊せしめ、実質的には、内閣の独裁や独占資本と結合した行政官僚の支配などを保障する機能を果たす現代的な議会議主義を固定化しようとするものである^(四)。その第二は、現代は大衆民主主義の時代であって、国会優位の思想は時代おくれであり、国会と政府は、「いたずらに対立するだけでなく同じ国民的基礎の上において協同的な関係に立つべき」であるというものである^(五)。この見解は、国家機能の変遷、つまり国家権力とくに行政権が現代においては民主化されたという前提の上に立つて、市民的法治国家観にもとづく国家・行政権と個人の自由・人権との対立関係を否定してその協同関係を主張し、両者の対立関係を前提として個人の自由・人権を保障するために考案された、ブルジョア民主主義的政治制度としての国会優位の制度を否定しようとするものであって、福祉国家論の観点に貫かれている。

二 司法権の縮小弱化と司法権の行政権に対する従属の強化 改憲論は、日本国憲法における司法権の拡大強化に関する基本原則は維持すべきであると主張しながら、ここでも三権分立の原理をもちだし、その歴史的な意味を完全

に否定しざるようなかたちで形式的に応用し、立法権や行政権に対する権限関係明確化のための司法権の再検討を提唱しつつ、それを通じて司法権の弱化をはかり、実質的には行政権に対する司法権の従属を強化している。司法権のこのような傾向はつぎの四つの事項において具体的に指摘することができる。

(1) 特別裁判所を禁止する日本国憲法第七六条第二項の削除もしくは緩和。特別裁判所としては、行政事件や労働事件の増加に対処するための行政裁判所や労働裁判所ならびに第九条の廃止による自衛軍の設立に伴なう軍事裁判所などが考えられているが、戦前の行政裁判所が天皇制官僚支配の制度的背骨をなしていた歴史的事実、ならびにそれを考慮して、行政裁判所を解体し特別裁判所を禁止した第七六条第二項の歴史的な意味からして、特別裁判所の設置とは、行政権の強化とそれに伴なう司法権の弱化を意味しているものと解されるのである。(2) 違憲立法審査制度の必要性ならびに現行制度のあり方については、これを基本的に認容しながらも、その強化を理由に次の二点において改訂し、実質的に弱体化しようとする。(イ) 違憲審査権の最高裁の大法廷への専属^(七)。実質的にはそのすべてが内閣の任命による最高裁の裁判官の人的構成、ならびに憲法問題に関する最高裁の一連の判決が、政府、与党の見解を法的に固定し、最終的にかつ確定的に日本国憲法を崩壊する機能を営んでいる現状からみて、その実質的な内容は司法権の行政権に対する従属を一層強化するものにほかならない。(ロ) 条約の全部もしくは大部分を違憲審査の対象から除外すること^(八)。(3) 最高裁裁判官の国民審査制の廃止^(九)。(4) 裁判公開の原則を規定する日本国憲法第八二条第二項の但書の削除^(一〇)。この規定の「国民の権利が問題となつて事件の対審」の絶対的公開の原則を削除することは、国民の監視によって裁判の公正を保持し人権と自由の擁護を完全にしようとするこの規定の趣旨を没却することになり、司法の中核的機

能である人權の保障が著しく縮限される。また「政治・軍事・國家の重大問題あるいは國際問題」についての絶対的公開を否定することは、統治行為論の適用とともに、司法府独自の判断を捨てて行政府の判断に追隨する傾向に拍車をかける可能性をもっている。

三 行政権の拡大強化 報告書の中で、行政権の拡大強化をもっとも典型的かつ徹底的な形で構成している代表的な見解は、首相公選論である。その内容は、實質的にはアメリカ型大統領制であつて、行政府を立法府から完全に分離し、少なくとも四年間はその地位を安定的に確保することにより行政権の強化・安定を計ろうとするものにはかならない。この首相公選論に対して、共同意見書を中心とする多数意見としての改憲論は強い反対を示し、議院内閣制を維持すべきことを主張する。しかし改憲論はここでもこの制度の補正、強化策としての部分的な修正という名目のもとに、内閣に対する国会の権能を制限し、逆に国会に対する内閣の権能を強化することによって内閣政治の安定を強化し議院内閣制を大巾に弱体化しようとしている。それは、たとえば(1)衆議院の内閣不信任決議権の行使の制限。(2)国会の議決した法律案に対する内閣の拒否権の新設。(3)国会の承認を必要とする条約の範圍の限定などに明らかである。

行政権優位の思想とそれを裏づける具体的な措置が、財政や地方自治の部分にも極めて明確にあらわれている。財政に関して改憲論は、まず財政処理についての国会議決主義を表明している憲法第八三条を、民主的財政制度の大原則を定めたものとして肯定する。しかしその原則にもとづく現行財政制度には、国会偏重、内閣軽視の傾向があつて両者の合理的な調整（実は財政に関する内閣の権限の強化）が必要であると説き、その名目のもとに、(1)緊急財政処分制

度、(2)予算不成立の場合の内閣による責任支出制、(3)継続費などの新設、(4)国会による予算の増額修正・予算を伴なう議員立法の制限、などの具体的な措置を整備することによって、実質的には国会議決主義を崩壊せしめ、行政権の強化を財政においても貫徹している。地方自治について改憲論は、現行憲法における自治権偏重の地方自治の原則は、国と地方公共団体との対立関係を基礎に地方分権の強化のみを主張するアナクロニズムに墮しているとし、福祉国家論を媒介として両者の協同関係を主張する。この現代的な地方自治の原則にもとづき、行政能率向上という福祉国家的要請と地方分権の要請という二つの課題の調整を、前者に重点を置いて解決し、その上に地方行政の広域化や中央集権化を正当化しようとする。そこでは中央政府の権限の拡大が極めて顕著である。

この行政権の拡大強化という法現象は、下部構造における国独の強化という課題の上部構造における法的反映にほかならない。島教授の定義によれば、国独は「資本主義の危機に対応するために、国家権力をもって補強された独占資本の支配体制金融寡頭制」であり、その本質的内容は国家権力の独占資本への従属であるという。^(二三)この国独の本質的内容である独占資本への国家の従属の必然性とは、政治的には資本主義の全般的危機の深化に対応して、国家によって独占資本の支配体制を補強しその体制的危機を回避しなければならないためであり、経済的には独占資本の独占利潤を保証しなければならない必要によるものである。この独占利潤の保障は、通常、生産過程、流通過程、剰余価値の再分配過程、資本の再生産過程に対する国家の何らかの形による干渉によって行なわれる。そして特に国独段階で特徴的ことは再分配過程、再生産過程で国家が決定的な役割を果たさざるを得ないことであり、しかもその国家の干渉が体系的でかつ必然的となることである。^(二四)つまり国家資本や国家資金が財政投融资政策によって商品・貨幣の循環

過程に投下され、社会資本の整備や市場形成などを通じて独占利潤を保障し、独占資本の支配体制を補強するというわけである。このような国家の経済管理機能は、財政投融资政策を中心とする経済諸政策にもついで行なわれるが故に、国家の再生産過程への干渉は行政過程を媒介として行なわれることになる。したがって国家の经济管理機能の増大は当然に国家の行政的権能の増大を結果するのである。敗戦後戦争による破壊と占領軍による財閥解体などによって弱体化された独占資本が、朝鮮戦争における特需景気を利用してつつ本格的に復活はじめ、一九五五年以降は、石油化学や電子工業などの新産業やオートメーション機械の採用などによる、一連の「近代化」投資が盛んに行なわれて国独が再建され、それ以後は「所得倍増」政策のもとに国独がさらに強化されるのであるが、この戦後国独が復活し強化される過程はそれ故行政権の強化の過程でもあった。そして改憲論における行政権の拡大強化を中心とする国家機構の再編成は、かかる過程の憲法上の総括であると同時に、その上に立って国独をさらに一層強化するための政治的起点でもあるのである。

戦前の国独の成立時期に関する見解は国独の本質の規定の仕方によって様々であるが、いずれにしても昭和十一年ごろには国独がすでに成立しているということに異論はないようである。^(二六)戦前の国独はそれが戦時統制経済であるところから戦時国独とよばれるが、この戦時という特殊事態に即応して特殊な性格をもつ戦時国独といえども、それが帝国主義戦争という資本主義の危機に対処して形成された点、ならびに国家の経済循環過程に対する干渉が体系的かつ必然的なものであった点などにおいて、戦後の国独とは本質的に同一の性格と構造をもつものであり、両者は基本的に同質である。従ってすでにのべたような国独に必然的な行政権の拡大強化、さらにそれともなつて起る議會

主義の形骸化や司法権の行政権への従属の強化などという憲法現象が生起すること、また国独の本質が帝国主義であるところから国独の強化は当然に帝国主義の強化を意味し、それに伴って軍隊が増強され軍国主義が体制化すること、対内的には国独を強化し、対外的には帝国主義的拡張を計るために、その前提として国内における民主勢力を抑圧しなければならぬところから、労働者階級を中心とする民主勢力を抑圧するための治安立法体系を強化し、基本的人権を制限することなどは、戦前・戦後を問わず一般に共通して看取されることであり、いずれの点においても両者の間に基本的な相異はない。

戦前、戦後の国独の相異を渡辺教授は国家権力の経済循環過程への介入形態においてとらえ次のように指摘する。即ち戦前の戦時国独は、国家が商品・貨幣の循環過程に対し直接的に権力的な形態で介入したのに対し、戦後は財政・投融資政策を中心として貨幣的形態で介入する。行政法において、戦前とくに戦時中には経済統制諸立法が中心を占め、戦後は財政・投融資政策を基本とする財政・産業・経済諸立法がその中軸を担っているのは、まさにそうした事態に即応しているからにほかならない。^{二二}

本稿の課題に即して戦前・戦後の国独の相異を考察するとき、国家の経済循環過程への介入形態の相異とともに欠くことのできないものは、国独を外在的に規定し、その存立の重要な要因となっている客観的諸条件の相異である。そこでまず資本主義の全般的危機の戦前・戦後における世界的な変化からみると、戦前の全般的危機は、一九一七年のロシア革命が社会主義政権を樹立し、資本主義の統一的な世界的体制を崩壊して資本主義体制と社会主義体制との対立を惹き起した第一段階にあった。第二次世界大戦の終了とともに東欧諸国や中国などのアジア諸国が社会主義

に移行したことから、社会主義の世界的体制が形成され、さらに帝国主義の植民地制度がアジア・アフリカを中心に広範に崩壊するなかで、A・A・L諸国に民族解放運動が巻き起り、世界は全般的危機の第二段階に入ったが、一九六〇年前後にはキューバ革命の成功、アルジェリアの解放などによりその危機のさらに一層深化した第三段階までをも招来するに至っている。このような社会主義体制の強化、植民地制度の崩壊と民族解放運動の発展などの諸点において、戦後の全般的危機は戦前のそれとは質的にも量的にも飛躍的に異なった段階を画しているのである。

この全般的危機の深化は、資本主義国内においては体制の側に国独の強化を、反体制の側に階級斗争の前進をもたらす可能性をもつ。そこでつぎに後者について、その戦前・戦後における相異を労働運動を中心にごく概括的に要約してみようと思う。戦前の日本の労働運動は、低位な産業構成のもとで近代的プロレタリアートの形成が立ち遅れていた上に、絶対主義天皇政府の激しい弾圧が加えられ極めて弱体であった。一九一七年のロシア革命に触発されて一時盛んになった労働運動も、治安維持法や満州事変以降における極端な弾圧により、昭和一五年の日本労働総同盟の解散を最後に完全に崩壊した。戦後には、まず占領軍のいわゆる「自由の指令」(一〇月四日)や労働組合結成を助成すべき旨の指令(一〇月二日)によって、労働者階級の明治以来の羈絆が一切除去され、戦前の抑圧に対する反撥、戦後の生活危機や生産危機の打開が契機となって、労働組合結成が促進され、昭和二〇年末には早くも戦前の最高水準(組合数五〇七、組合員数三八万)に達し、さらに二二年末に組合数二万八千、組合員数六二七万、組織率五一%になるなど世界に類をみない労働組合の発展となった。戦後の労働運動はこのように、単にその組織が量的に発展しただけでなく、その斗争の広範かつ多角化ならびに日本経済の重工業化に伴って形成された近代的プロレタリアート

が運動の担い手になったことなどによって、その運動が質的にも戦前に較べて飛躍的に発展したのであった。この労働運動は占領政策の転換に伴って二三年末頃から一時広範に沈滞していったが、二六年春から再び上昇し、その後は一方において総評を中心とするスケジュール斗争が展開され、他方においてこれに破防法反対、スト規制法反対、MSA反対、軍事基地反対などの斗争がくみあわされて発展し、この労働者を中心とする平和と民主主義擁護の力量が、三五年の安保斗争に総括されて、戦後最大の巨大な運動に発展したことはすでに周知のとおりである。^(一九)

以上のような、国独をとりまく国内・外における客観的諸条件と、国独の構造上の特徴である経済循環過程への国家の介入形態との連関の論理構造はよく分らない。しかし、国独が全般的危機に対応して形成されるという前掲の定義をもちだすまでもなく、戦前の戦時国独における国家の直接的権力的な介入が、経済統制法規を中心とする戦時統制法規を生み出し、そのもとに戦時体制が確立して戦争が進行し、憲法が全面的に崩壊した事態は、労働者を中心とする民主勢力の不在を前提としていたという歴史的事実からして、両者の密接な関係を指摘することはできる。まさに客観的諸条件と国独における権力の介入形態とは戦前・戦後における憲法現象の相異を規定する重要な規定的要素にほかならないのである。そこでまず戦前・戦時における憲法状況と両者との関連から明らかにしてみよう。

戦前・戦時における直接的・権力的な国家の経済介入は、戦争に際して資本主義的再生産を維持するためにとられた一時的・臨時的な性格の措置ではあったが、^(二〇)その権力介入は生産、流通、消費の全分野において全面的に体系化され、異常なまでに強化されたのであった。^(二一)このような戦時国独は、一方においてその直接的な要求として数多くの経済統制法規を形成してきたが、他方において総力戦体制を確立するための戦時統制法規を必要とし、両者を包括し

らに一層拡大するための基軸として、昭和一三年国家総動員法を制定した。この国家総動員法は、戦争目的のためにすべての「人的・物的資源」を法律でなく勅令によって「統制運用」しようとするものだったが、これにもとづき各種の統制が国民の生活のすみずみにまではりめぐらされて、制限された臣民の権利を完全に剝奪し、勅令への白紙委任は不完全な議会中心の政治体制をも完全に否定したのであった。昭和一五年全政党的の崩壊、さらに大政翼賛会の成立は明治憲法下の議会主義を完全に崩壊せしめ、敗戦前夜には明治憲法第三一条による憲法の停止が考えられるなど、明治憲法は全面的に崩壊したのであった。^(二二)要するに戦時国独は、一方では労働運動や農民運動を弾圧して反体制勢力の不在という条件をつくりだし、そのもとに自らの構造上の特徴をいかになく発揮し、明治憲法を完全に崩壊したのである。

今日の改憲論における国家機構の再編成は、すでに要約したところからも明らかのように、日本国憲法に定式化された英米型の法の支配^(二一)古典的な法の支配を否定するものにほかならない。この法の支配は憲法制定時より旧天皇制・特権官僚の維持温存という条件の下にその通用する歴史的基盤を欠き、さらに独占資本の復活、国独の強化される中でその法的反映としての行政権の優位が現実に保障されて実質的には崩壊せしめられていた。^(二二)改憲論はかかる法の支配の実質的な崩壊過程の政治的総括であると同時に、国独の強化に伴なう圧倒的な行政権能の増大のまゝに、憲法上の法の支配の建て前さえもが行政権の強化にとって一つの桎梏に感じられ、それ故法の支配を保障する民主主義的な政治制度をできるだけ除去し、行政権の立法権、司法権に対する優位を憲法制度上も確立しなければ、これ以上国独の強化という独占資本の要請に応えられない段階に立ち至っていることを示しているのである。戦後の国独は権

力の経済介入が貨幣的形態による間接的なものであるところから、戦前の戦時国独のように経済統制法規を中心とする戦時統制法規を必要としないし、したがってまた近代憲法の諸原則——自由・人権の保障、議会主義、司法権の優位、法の支配の確立など——を全面的に崩壊させる政治的必要も存在しない。しかも国内外における民主主義勢力の戦前とは比較にならないような巨大な存在は、国独がしたがってまた改憲が、戦前と同じ方向を辿ることを基本的に不可能にさせている。こうした諸条件のもとにおいて国独強化のために不可欠な行政権の強化は、法の支配の独特な崩壊形態を生み出す。

アメリカが中心となり、いわゆる自由主義国家の司法部の代表者によって構成されている国際法律家委員会が、アジア・アフリカの各地において唱道している「法の支配」を、平野義太郎氏は「民主主義を装って民主主義を弾圧する新しい手口」としての「法の支配」であるとし、日本国内においては日米安保体制を法的に強化する機能を果たし、国際的には平和共存を否定する冷戦の激化、植民地支配の再編成を企らむネオ・コロニアリズムや、西ドイツなどの「法治国家」におけるネオ・ファシズムなどを紛飾する機能を果たすイデオロギーであると規定している。^(二四)このように現代的な「法の支配」とは、ブルジョア民主主義を外装としながら実質的にはそれを崩壊するものであり、それは「法の支配」擁護の名目のもとに現実には古典的な法の支配——絶対主義的専制に対抗して確立した正規の法の優位——を崩壊させるものにほかならない。改憲論における法の支配の崩壊形態は、かかる現代的な「法の支配」と著しい類似性をもつ。すでに明らかなように、改憲論は古典的な法の支配の諸原則——議会主義、法による行政、司法権の独立、司法裁判所による審査など——を認める建て前をとつた上で、その強化補正という名目のもとに、その法の

支配を現実には保障する政治制度を破壊する規定を挿入し、實質的には前記の諸原則を相当な程度に空洞化せしめる。そしてその空洞に補填せしめられるものが、行政権の立法権、司法権に対する優位であるが故に、改憲論における「法の支配」は現実には行政権の強化を補強し、かつその民主的な外装によって国独強化の実体を紛飾する機能を営むのである。以上のように改憲論における国家機構の再編成を支える法概念が現代のファシズムの法概念である現代的な「法の支配」といちぢるしい類似性をもっているということだけから、もちろん改憲論がネオ・ファシズム的性格をもつものであると断ずることはできない。しかしその類似性の故にかかる法概念が、国独が危機に際しファシズム化するような際には、その政治的上部構造の反動化を促進する機能を果たすことは否定できないし、そののみならずファシズムの前段階としてのファシズム化過程を推進する機能を果たすことも否定できないのである。

非常事態の際に全国家権力を行政府に集中させることを予定している国家緊急権制度は行政権が異常なまでに拡大される病理的な内容を具備している。このような行政府の独裁制が憲法上制度化されることは、近代憲法の原則に反する異常な病理現象ともいうべきものであるが、それが常態化されているのは、現代資本主義国家が資本主義の全般的危機の深化によって自らの政治支配体制が危機にみまわれ、さし迫ってくる資本主義体制の変革という極限の状態に對処するための緊急措置として必要不可欠なものであるからにはかならない。このことは共同意見書が指摘するように、第一次、第二次世界大戦を通じて（つまり全般的危機が生じ深化する中で）、国家緊急権を憲法上制度化する国が大巾に増えたこと^(二五)、ならびに報告書が非常事態の場合として列挙している、戦争や内乱ないし大規模な暴動や大恐慌などの経済的混乱などが、あきらかに資本主義の全般的危機の構成要素をなし、現代資本主義国家の体制的危機を意味

していることなどから明らかである。^(二七)

この緊急権の発動によって形成される行政府の独裁の具体的内容は、憲法上の自由・人權の制限または停止、行政府の緊急命令による立法権や特別裁判所による司法権の独占、緊急財政処分制度による財政処理に関する全権の掌握などであるが、その性格は、この国家緊急権制度を詳細に具体化している「三矢計画」からも明らかのように、その行政府が事実上軍隊によって掌握されることから、軍事的独裁制である。このことから明らかのように非常事態の措置は軍隊の存在を前提としているのであり、それ故改憲論における第九条の廃止と密接不可分の関係にある。つまり第九条の廃止は海外派兵や核武装の可能な軍隊を合憲化することによって、戦争や内乱に対処するための物理的な力を憲法上正当化しようとするものにほかならない。しかしその物理的な力としての軍隊が、戦争や内乱に際してその緊急な軍事的政治的課題を解決するのに有効な働らきをするためには、その働らきを可能にする人的・物的資源を総動員することができる国内体制が整備されていなければならない。このような国家総動員体制の整備を志向する措置が国家緊急権制度であるとするならば、これによって第九条廃止の課題を実現するための法体制が完備するといつて差し支えないであろう。

すでに一言したように、戦前の戦時国独は、民主勢力の不在という条件のなかで明治憲法を全面的に崩壊したが、戦後の国独は、その構造上の特徴ならびに戦前とは対蹠的な客観的条件などに規定されて、日本国憲法を独特な形態で崩壊させてはいるが、全面的な崩壊はもたらししていない。しかし戦前の国独も戦後の国独も、国独ということでは両者同質であり、その本質は共に帝国主義である。したがって戦争もしくは内乱のような非常事態に際しては、戦後

の国独といえども、自らの帝国主義的要求を充足するためあるいはその体制的な危機を克服するために、憲法の保障する自由・人権さらに民主主義的な政治制度を否定し、戦時国独と同じような道を辿る必然性があることはいうまでもない。そこでかかる事態に対処するための法制度を、改憲論は非常事態における措置と名付けて憲法の中に組みこみ、その体制保障をはかろうとするものである。その意味において国家緊急権制度は国独を最終的に保障する法制度であり、したがってまた国独が要請する最終的な法制度^(二八)といつて差し支えないであろう。

(註)

- (一) 報告書・一八七頁。
- (二) 清水睦「国家機構」法律時報三六卷十一号・一三七頁
- (三) 前掲書・九二―三頁。
- (四) 早瀬武・杉本幹夫「議会主義」現代法の基本原理(新法学講座)・六二頁以下。
- (五) 報告書・一八六頁。
- (六) 前掲書・一四四頁。報告書・二〇五―六頁。
- (七) 前掲書・一四一頁。報告書・二一〇頁。
- (八) 前掲書・一四二頁。報告書・二一一頁。
- (九) 前掲書・一四三頁。報告書・二二三頁。
- (一〇) 前掲書・一四五頁。報告書・二二五頁。
- (一一) 前掲書・一一三―六頁。報告書・二〇一―二頁。とくに第四編第六節内閣の部分の総括(報告書・二〇四頁)におい

て、これらの事項が、国会の最高機関性を否定する論者によって主張されることが多いと指摘されていることは、これらの問題相互の密接不可分な関係が示されていて興味深い。

- (二二) 前掲書・一六〇～二頁。報告書・二一八～二〇頁。
- (二三) 島恭彦「国家独占資本主義の本質と発展」国家独占資本主義論（マルクス経済学講座第三卷）・九頁、七頁。
- (二四) 影山・前掲論文・七二～三頁。同『『社会的法治国家』における『治安立法』の特質』愛知大学法経論集（法律篇）第四二卷・九七～八頁。
- (二五) 谷村正夫「日本産業・経済の発展の二つの道」現代の経済（岩波講座現代第九卷）・三三七頁以下。
- (二六) 大内力「日本経済論上」・二三四～七頁。
- (二七) 井上晴丸・宇佐美誠次郎「国家独占資本主義論」・一一九頁以下。
- (二八) 渡辺・前掲論文・法律時報三六卷五号・五六頁。
- (二九) 隅谷三喜男「大衆運動の動向」現代日本の政治過程（岡義武編）・三八七頁以下。
- (三〇) 遠藤湘吉「国家の経済的役割」資本主義の再編成（岩波講座現代五卷）・一六三頁。
- (三一) 高橋誠「戦後における国家独占資本主義の展開」現代帝国主義講座第IV卷・八七頁。
- (三二) 長谷川正安「昭和憲法史」・一一九頁以下。
- (三三) 渡辺洋三「行政権の優越性と国民の権利」法律時報二七卷七号・二九～三一頁。
- (三四) 平野義太郎「法の支配」現代法の基本原理・三二頁以下。長谷川正安「現代世界における『法の支配』」法学セミナー 八七号・七五～七頁。
- (三五) 前掲書・一五三～四頁。

(二六) 報告書・二四〇頁。

(二七) 影山日出弥「緊急事態における措置」ジュリスト二八九号・二三四頁。

(二八) 影山日出弥「治安立法と国家機構」労働経済旬報六〇七号・一〇頁。

III 福祉国家論

以上述べたところの改憲論は第九条の廃止にせよ、国家機構の再編成にせよ、いずれも憲法制度に国家制度の具体的な変更を直接の目的とするものであり、しかも改憲の企図する政治的、経済的、軍事的な課題に直接役立つ機能をもつものであった。しかし改憲論を支える法的政治的イデオロギーとしての改憲イデオロギーは、改憲という憲法の変更を正当化したり、あるいは改憲論が構想する憲法の思想的な基盤となることによって、改憲あるいは改憲が志向する課題を実現するのに間接的に有効な役割を果たすものである。このような改憲イデオロギーとして改憲論の中に組み込まれているものに、福祉国家論、象徴天皇イデオロギー、家族条項イデオロギーをあげることができよう。

福祉国家論は、改憲論においては主として基本的人権の現代的なあり方の問題に関連してとりあげられ、最終的にそこでは人権の国家への全面的な従属を強制し、正当化するイデオロギーとして主張せられている。即ち福祉国家論は、まず現代資本主義国家の構造がすでに民主化されているという前提に立って、国家権力と個人、国家と人権との対立関係を否定して逆にその協同関係を主張し、それ故一八、九世紀とは異なり国家が個人の自由・人権の「守護神」として登場し、国民の福祉増進をその主たる役割とする現代においては、かかる福祉国家建設のために個人の自由・人権は生かされるべきであり、従って公共の福祉の増進に役立たしめられるべきであると主張するのである。^(二)現代に

おける国家の構造や機能の変遷を根拠に国家と人権との対立関係を否定し、「国家協同体における社会連帯の観念」や「個人の社会的責任の観念」を媒介にして個人の国家への服従や奉仕を説くこの福祉国家論は、改憲論においては次の三つの事項を実現するためのイデオロギー的根拠として機能させられている。

(1) 現代治安立法体系の強化と労働者の権利縮小を中心とする国民の自由および人権を制限するための根拠として。福祉国家論によって自由・人権を制限する場合、改憲論は一方において遵法の義務や国家忠誠の義務を憲法上規定することで権利制限の具体的な根拠を明らかにすると同時に、他方においてかかる権利制限を不確定価値概念である公共の福祉を媒介として行なうことを強調し、その公共の福祉概念に体制保障に必要な包括的な価値基準を含ませることによって権利制限の範囲を大巾に拡大している。改憲論は人権の行使を制限できる場合としてつまり公共の福祉の内容として次の場合を掲げる。1 他人の基本的な人権を無視し、かつ侵害する場合、2 公共の福祉（公共の秩序、安全の保持または増進、緊急危険の防止、公共の道徳、衛生あるいは憲法秩序の擁護）に反する場合、3 民主的な基本秩序の破壊を目的とする場合、4 社会国家の目的を実現するために必要と認められる場合、5 緊急の危険を回避するために必要な場合などである。^(二) 以上のうち現行憲法と異なり特に注意されなければならない概念は「民主的基本秩序」や「憲法秩序」の擁護であろう。改憲論が政治の基本機構をつらぬく政治原理として自由民主主義を主張し、一貫して反社会主義の論理をつらぬいているところから、ここにいわゆる「秩序」の擁護とは現在の支配体制の維持つまり国独段階における独占資本による政治的経済的支配体制の維持にほかならないことは明らかである。しかも戦後の典型的な治安立法である破壊活動防止法は第一条において同法の目的として「公共の安全」の確保を規定しているが、権力が

この「公共の安全」なる概念のもとに「国家の基本秩序」や「国家全体の民主主義的な秩序」の保持を想定していること、^(三)ならびに西ドイツ基本法が特定の結社を禁止する第九条第二項において「憲法秩序」を、特定の政党を禁止する第二十一条において「民主的根本秩序」を規定し、それによって民主的・反軍国主義的な一切の組織および構成員を抑圧する広範な治安立法体系の存在を合憲化し、さらにそれが、現実には反体制運動や反体制組織を抑圧するだけでなく、反体制思想や反体制的心情までも処罰することのできる西ドイツの現状は、^(四)これら「秩序」が現代治安立法制定の憲法上の根拠となつて、遵法義務や国家忠誠義務とともに治安立法体系の強化に重要な役割を果たすことを強く示唆するのである。

福祉国家論により制限される自由・人権の中で労働基本権の制限はもつともきびしいもので、絶対的・相対的の二様において大巾に縮小されている。即ち団結権、団体交渉権および争議権を「勤労条件の維持および改善」などの経済目的に限定して、いわゆる政治ストを明白に違憲な存在とし、さらに公務員については国家機密の保持や官紀の維持などの特別な義務を課することによって制限するとともに、^(五)労資協議制の制度化という観点から資本家には経営権を保障することにより総体的に労働基本権を大巾に縮小しようとしている。以上要するに、福祉国家論による権利制限の構造は、労働基本権の縮小を中核としつつ、国民一般の自由・人権までも広範に制限するものであり、現実には労働者を中心とする民主勢力だけでなく、国民一般の自由や行動までも制約する機能を果たすものである。^(六)

(2) 再軍備ならびに軍国主義の復活強化を正当化する根拠として。福祉国家論により増設される義務規定の中には国土防衛の義務があり、すでに一言したようにそれは法律において徴兵制度を定める憲法上の根拠として考えられて

いることから、福祉国家論が第九条廃止の課題と密接な関連のあることが明らかである。さらにその国土防衛の義務に関連して一旦緩急ある場合における「徴発、労務の提供、機密保持」などの義務が考えられていることから、福祉国家論は国家緊急権制度新設の課題とも密接な関連のあることが明らかである。つまり福祉国家論は、それらの課題を実現するためにつまり軍事的目的のために、国民の権利を制限し義務を強制するイデオロギー上の根拠として利用されているのである。^(七)

(3) 古典的な法の支配の崩壊を正当化する根拠として。福祉国家論において現代資本主義国家はその構造が民主的となり、その機能が国民の福祉の増進となったということを前提としてまさに国民の自由・人權の「守護神」として登場する。従って福祉国家論においては国家を必要悪とみなす市民的法治国家の理念は否定されて国家は国民の福祉を実現する善なるものとして考えられ、かくて国家権力の行使は、実態から遊離したかかる純粹に觀念的な操作によって広範に正当化されるのである。とりわけ国独の強化に不可欠な行政権の強化は、福祉政策が直接には行政権によって実現されるという現実と相まって、福祉国家論によってまず第一に正当化される。さらにこの行政権の強化は、議会主義の形骸化と司法権の弱化を必然的に伴なつて英米型の古典的な法の支配を基本的に崩壊させ、それにかえて現代のファシズムの支配形態に即応せる現代的な「法の支配」に著しく類似した法概念を内在せしめる。この傾向は、同じく福祉国家論を根拠に現行憲法の地方自治の理念を否定して、中央政府の中央集権的支配体制を確立しようとする改憲論の企図とともに、ファツシヨ的国家体制を暗示するものがあるが、福祉国家論はかかる傾向までも正当化するイデオロギーとして機能しているのである。

以上のように、福祉国家論は改憲論の主柱的なイデオロギーとして極めて広範な機能を持ち、改憲論の全課題を支える思想的な基盤としてもっとも重要な役割を担っているのである。

(註)

- (一) 前掲書・六〇～二頁。報告書・一七〇～一頁。
- (二) 前掲書・七一～二頁。報告書・一七五頁。
- (三) 関之・佐藤功「逐条破壊活動防止法の解釈」・四二頁。
- (四) 影山日出弥・前掲論文・愛知大学法経論集四二・四三・四四号。
- (五) 前掲書・七四～六頁。報告書・一八〇～二頁。
- (六) 影山日出弥「現代福祉国家論の機能とその特質」労働経済旬報五八六号・七～八頁。
- (七) 影山・前掲論文・八頁。

IV 象徴天皇イデオロギーと家族条項イデオロギー

この二つの改憲イデオロギーを、改憲論における第四の柱として同一の範疇において設定する所以は、第一に両者が複合することによって形成されるイデオロギー、即ち後述するところの現代的な象徴天皇制的家族国家観が、福祉国家論を裏面から補強することにより、国家権力が自らに有利に憲法を運用する際に有効な役割を果たすイデオロギーとして機能するからであり、第二に象徴天皇イデオロギーは戦前における絶対主義的天皇制と、家族条項イデオロギーは明治民法に規定されていた家父長的な日本型家族制度と密接な関連をもっており、従って両制度が日本国憲法

の成立ならびにそれに呼応せる民主化運動によって、その客観的基礎を掘り崩され、制度としてはすでに崩壊してしまつたものの、戦前において両制度を支え、今日もなお残存している半封建的・前近代的な精神構造を媒介として、両イデオロギーは有効な機能を發揮し得る側面があるからである。

一 象徴天皇イデオロギー 第二期改憲論の段階では、天皇が元首であることを明記しそれに伴なう諸権限の整備が主張されていた。^(一)しかし報告書Ⅱ第三期改憲論になると、天皇を元首として明記することは避け、現行通り象徴のまままでよいという意見が圧倒的に多数を占めている。^(二)このように改憲論が天皇に関しては、当初から比較してこの程度にまで後退しているのは、一面では現行憲法の象徴規定のもとにおいても、国家元首としての地位はとくに対外的には確立されているという、^(三)解釈改憲論的な発想を前提とする欺瞞的な側面をもつものではあるが、実質的には民主的憲法意識の広範な定着や護憲勢力の伸張という憲法状況のもとで天皇の元首化が阻まれ、そのため象徴天皇制のイデオロギー的側面を重視して、これを改憲の課題を実現するのに有効な役割を果たす改憲イデオロギーとして位置づけようとするものである。象徴天皇イデオロギーは以下の三つの機能をもつ。

(1) 反封建的・反軍国主義的な日本国憲法における唯一の大きな例外といわれている象徴天皇制は、その権限が非政治的、儀礼的、形式的なものに限局されているとはいへ、ブルジョア民主主義憲法における唯一の反動的な残存物にほかならないのであり、それは現行憲法の採用する国民主権の原則と真向から対立しこれを部分的に修正している。改憲論がかかる象徴天皇制を実質的に強化しようと策するのは、国民の上にあつて統合のシンボルとしての機能を営む象徴天皇の存在を強化することにより、国民の主権者意識の稀薄化をはかり、それを通して国民主権原理に対

する制限的な機能をさらに一層拡大しようとするものにほかならない。そしてこのような国民主権に対する制限機能の拡大は、必然的に国民の政治的権利や自由を事実上縮小せしめ、福祉国家論にもとづく治安立法体系や軍事立法体系の強化を容易ならしめるのである。

(2) 戦後占領期間においてもひき続きその地位が現実強化されてきた象徴天皇を、明治憲法上のそれに近づける地位、権能をとくに強化しようとする試みが本格化するのには、朝鮮戦争の開始とともに事実上の軍隊である警察予備隊が設置されたときからであり、^(五)天皇を軍隊の精神的支柱にすることによって軍隊の強化をはかろうとする権力の企図は、第二期改憲論において天皇の元首化という要請となつてあらわれたのであつた。報告書の段階になると、天皇の元首化から象徴天皇制の強化への線に後退してはいるものの、自衛隊が現に天皇と実際にも精神的にも接触をはかろうとしている現実からして、依然として天皇には軍隊の精神的支柱、統合のシンボルとしての機能が期待されていることが明らかであり、その意味においても象徴天皇制のより一層の強化が望まれているのである。つまり象徴天皇イデオロギーは、第九条廃止の課題を側面から援助するイデオロギーにほかならないのである。

(3) 改憲論は象徴天皇を国民の精神的中心たらしめ、これによって国民の精神的な統合を達成しようとしている。^(七)このような「国民の尊敬と信頼の対象」としての象徴天皇制が、家族に関する改憲論即ち夫婦だけでなく家族全体の内部秩序に関する規定を設け、「愛と犠牲がはたらくゲマインシャフト(運命共同体)」であり、社会の基礎的な構成単位となっている家族を国家が厚く保護すべきであるとする見解^(八)と結びつくと、そこには象徴天皇・皇室を頂点とし近代的小家族を底辺とする象徴天皇制的家族国家が観念的に形成されることになる。象徴天皇イデオロギーはま

ず、このような運命共同体思想の中核的イデオロギーとして機能するのであるが、さらにこの共同体思想が残存する前近代的精神構造を媒介として、そのまま福祉国家論における国家協同体の社会連帯責任論を裏面より補強し、かくて象徴天皇イデオロギーは福祉国家論を強化する役割をも果たすのである。象徴天皇制的家族国家観は、戦前の明治憲法下における旧国家観即ち皇室を宗家、天皇を家長とし、それを底辺において家長制家族制度に依る前近代的な家族が支える旧天皇制的家族国家観とは、実質的に相異なるものである。しかしかかる共同体思想が現に福祉国家論を補強していることから明らかなように、象徴天皇制的家族国家観は、現代における政治的経済的思想的諸条件に適応すべく再構成されているもの、戦前絶対主義天皇制支配を支えるイデオロギーとして機能していた旧国家観と同じく権力支配の道具として、現代における日本の国独国家の権力支配を強化する役割を担っているものにほかならないのである。

二 家族条項イデオロギー 報告書においては、第二期改憲論が主張していたような「子の親に対する孝養の義務」を規定することで旧家族制度的な家族秩序を復活しようとした企図^(九)はすでに消滅し、そこでは日本国憲法第二四条の個人の尊厳・両性の平等の原則に共同体的要素を加味した家族秩序が設定され、さらに国家によるかかる家族の保護が規定されようとしているにすぎない。この傾向が基本的には旧家族制度復活の社会的基盤が広範に崩壊したことや、旧家族制度復活反対運動の展開などの諸条件に規定されていることはいうまでもないが、改憲論の真の意図は、かかる条件に対応して第二四条の原則をただ若干修正する形で家族条項を設定し、そのイデオロギー的機能を重視して、次の課題を実現するために有効な役割をその条項に期待しようとするものにほかならないと思われるのである。

(1) 家族条項イデオロギーが象徴天皇イデオロギーとともに、福祉国家論を補強する機能を営むことについてはすでに述べた。そこで、ここでは福祉国家論を根拠に、家族条項を媒介にして、家族に対する国家権力の規制を強化しようとする改憲論の企図についてふれておきたいと思う。改憲論は、社会構成の基礎単位である家族を、国家が厚生行政、財政政策、農業政策その他のあらゆる面で保護することは現代福祉国家の責務であるとして、家族保護条項の新設を主張している。この傾向は、福祉国家を標榜する西欧資本主義国において、社会保障制度拡充の名義のもとに家族生活に対する国家の積極的な規制を強化しようとする、いわゆる行政的家族法^(二〇)の傾向と軌を一にしている。即ち改憲論においては、家族の保護について生存権規定との関連においてその社会権的性格を強調する見解はみられないし、ましてやそれに関連して社会保障の拡充が具体的に論じられてはいない。ただあるのは「現代福祉国家の実現のため」という一片の言葉であって、そこに家族保護条項を媒介とする家族に対する権力規制の強化の意図が明らかになり、浮び上がっている。しかも日本であると西欧であるとを問わず、現代福祉国家とは現代資本主義国家であって、帝國主義国家としてその権力が反動化しており、福祉政策とはかかる権力の反動的な諸政策の一環としての性格をもつものである以上、家族保護条項新設の真の意味は、家族に対する社会政策的な保護を通して家族に対する権力支配を強化し、治安立法を家族の内部にまで浸透させ、国民の自由・人権を警察的に統制する径路として利用しようとするものにほかならないのである。

(2) 現行法制のもとでは、憲法第二五条のプログラム規定化ならびに親族の扶養義務を定める民法第八七七条などにより家族にその相互的な生活扶助を義務づけているが、それにより現実には、生産手段をもたざる階級・階層に対

する資本主義的矛盾のしわよせや社会保障拡充に関する国家の怠慢などが部分的に解消されかつ覆いかくされている。従って現段階における家族の保護とは、かかる家族の負担を生存権保障の徹底、社会保障の拡充により軽減するとき、はじめてその名に値するものとなり得るものといえよう。ところが改憲論においては、このような観点は欠除しており、一般的にもまた家族保護に関連しても、社会保障拡充に対する国の積極的な義務を論じている個所は見当らない。それ故家族条項は、社会保障という政治的問題を家族の内部において非政治的に解消し、家族の負担を軽減するのではなくて現状を固定化し、逆に家族の役割を強化する憲法上の根拠として機能するものといわざるを得ないのである。

(3) 家族条項新設の企図は、いうまでもなく現代資本主義社会の秩序を確立するためにふさわしい家族秩序の確立にある。改憲論は、かかる家庭秩序に対して憲法第二四条の個人の尊敬・両性の平等に加え、親子・夫婦間の親和・敬愛・協力の観念をも基礎にした「愛と犠牲がはたらくゲマインシャフト」的性格のものであるという概念規定を与えている。資本主義社会の基礎単位としての家族は一般に近代的小家族であるが、近年そのイメージが大衆の心を強くとらえているといわれる「都市のホワイトカラーを典型とする幸福な近代的（こく）小家族」は、かかる概念規定にふさわしいイメージを与える恰好な存在であるといえよう。人間の欲望を消費的に満足させるこの幸福な近代的小家族は、現代社会においてはひとつの「明るい夢」を与えることからそのイデオロギー的機能を期待しうる点、さらに現実には消費とレジャーの中にその政治的感覚を喪失して非政治化していることが、福祉国家の基礎としてはその外観にふさわしいこと、などにおいてこの家族は資本主義社会の基礎単位としてまさに打ってつけである。家族条項はこの幸

福にして非政治的な小家族のイメージを媒介にして、一方において国民にかかる小家族のイメージのうちに埋没させて非政治化する機能を果たすとともに、他方において福祉国家の外観をさらに一層美しく飾りたてる紛飾的な機能を果たすのである。

(4) 家族条項は第二四条にもとづく均分相続制を否定して、家産制度の新設を主張する見解を補強する機能を果たしている。農業資産とくに農地の細分化を防止するために均分相続を否定し、農地を中心とする一定の財産を家産としてその特別の保護を計ろうとする家産制度の主要な眼目は、いわゆる近代的一子相続制の確立にあり、そしてそれは現代独占のもとでの農業危機を打開するために、独占の側から提起された農業政策の一つにほかならないといわれている。即ち、一般に独占資本主義のもとにおける鉱工業生産と農業生産との不均衡発展が、農業に関しては農産物価格の下落と農民所得の相対的低下をもたらし農業危機を恒常化するが、日本でも昭和二七年以降この危機が到来し、危機打開のための農業政策が独占の側から打ち出され、その法制的措置として農業基本法が登場するのであるが、近代的一子相続もその一環として零細土地所有・零細経営を打破し、大経営を維持する手段として考えられているものなのである。^(二三)このように均分相続の否定・単独相続の主張も戦前における封建的な長男単独相続制ではなくて、かかる意味での近代的一子相続制であり、それを支える家族条項イデオロギーは、現代独占資本主義のもとにおける農業問題を解決するための、まさに現代的な機能を果たしているのである。

(註)

(一) 宮沢俊義ほか「憲法改正」・二二六―七頁。

- (二) 報告書・一五七～八頁。
- (三) 前掲書・三四～五頁。
- (四) 渡辺・前掲論文・安保体制と法・四頁。
- (五) 長谷川・前掲書・二七〇頁。
- (六) 昭和三五年における自衛隊上級幹部と天皇の会見や自衛隊と密接な関係をもつ旧軍人関係諸団体の天皇制護持の愛国思想など。星野・林・前掲書・一二六頁、二〇六頁以下。
- (七) 前掲書・三一頁。報告書・一四八～九頁。
- (八) 前掲書・七二～三頁。報告書・一七九～八〇頁。
- (九) 昭和二九年十一月五日、自由党憲法調査会が発表した「日本国憲法改正案要綱」の中の家族に関する規定。宮沢ほか・前掲書・二三一頁。
- (一〇) 青山道夫「現代の家族法」・一三頁。
- (一一) 利谷信義「家族」法律時報三六卷一―号・一一二頁。
- (一二) 渡辺洋三「憲法と家族」憲法と現代法学・二三八～九頁。
- (一三) 渡辺洋三「農業基本法」安保体制と法・二八三頁以下。

三 あとがき

今日の改憲論の構造を規定する四つの要素のうち、その中心的な部分を占めるのは第九条の廃止と国家機構の再編

成にほかならない。第九条の廃止により海外派兵と核武装の可能な軍隊が合憲化されるならば、安保条約の第三条に
いわゆる武力攻撃に抵抗する能力の維持ないし発展、ならびに第五条にいわゆる武力攻撃に対処する行動の展開は自
在に可能となり、安保条約と憲法の基本的な矛盾が消滅するところから、第九条の廃止はいわば改憲論の基本的な要
素である。それに対し国家機構の再編成は、その基軸をなす行政権の拡大強化が楨杆となって、国家権力の反動化や
軍国主義化が可能になるところから、国家緊急権制度とともに、第九条の廃止の課題と密接な関連をもちしかもそれ
を制度的に完成させる機能を営む。第九条の廃止と国家機構の再編成はまさに一体不可分の関係にある。さらに裁判
所が憲法第九条のもとに自衛隊の合憲性を最終的に確定するような事態が生じた場合には、権力が政治的に問題化す
る第九条の改廃を回避して、国家機構の再編成と福祉国家論を組み合わせた形で改憲を強行する可能性が予想されるこ
とである。けだし行政権の拡大強化を中心に国家機構を再編成しておけば、三矢計画に明らかにされているような、
戦争開始二ヶ月も前に非常事態立法やその財政措置に関する法案を国会に提出する準備を完了することが可能になる
うし、海外派兵や核武装も、あとは事実上の問題として憲法無視のもとに実現し得るからである。国家機構の再編成
は、国独強化のための上部構造の課題としても重要な意味をもつものであるが、同時にこのような意味においても改
憲論において重要な位置を占めるものである。

福祉国家論は、自由・人権を制限し治安立法を強化することにより、改憲論の課題の実現を容易にする地盤を形成
するという機能も営むが、主として第九条の廃止と国家機構の再編成を直接背後からイデオロギー的に支える機能を
果たし、また象徴天皇イデオロギーと家族条項イデオロギーは、かかる福祉国家論を支え、その機能を部分的に補強

する機能を果たしている。改憲イデオロギーはこのように福祉国家論を基幹として構成されており、二つの制度的変革をあるいは正当化しあるいは補強し、改憲論における課題の実現に間接的に奉仕するものにほかならない。

改憲論はその性質上当然に、近代諸国の憲法の如く相対立する政治的諸勢力の対抗関係の中で妥協的に形成されたものではない。従って改憲論の構造は、改憲勢力が実現しようとする課題に直接的に規定されており、それ故今日の改憲論は、現代日本の独占資本が当面する現代的課題を、独占の側にたつて解決しようとする政治的要請に全面的に応えるものであつて、現代ブルジョア憲法としての内容を典型的に備えているのである。